



青色だより

税金・経営・金融・保険・法律のホームドクター

福岡県青色申告会連合会

発行人 会長 梅原 祐治

〒812-0038 福岡市博多区祇園町1-40
三井生命福岡祇園ビル3階
TEL (092)283-7177・FAX (092)283-7176

消費税率引き上げの準備、進んでいますか？

10月の消費税率引き上げまであと4ヶ月に迫っていますが、税率引き上げの対策は進んでいますでしょうか？何を準備すればいいのかわからないという方はもちろんのこと、免税事業者の方も是非ご一読下さい！

区分記載請求書等の交付・保存について

すでにご存じのことかと思いますが、消費税率の引き上げに伴い、税率が10%に引き上げられるものと、飲食料品のように8%のままのもの（＝軽減税率対象品目）が混在することになります。

軽減税率対象品目の売上がある方は、例え免税事業者であっても請求書や領収書を発行する際、注意が必要です。これまで通りの記載では、どれが10%でどれが8%なのか、お客さんには区別がつかないからです。区別をして発行する際のレシートや請求書等の様式は特に決まったものではありません。右図のような形式で発行し、「軽減税率の対象品目である旨」と「税率ごとの合計した税込対価」の額がわかれば構いません。これを区分記載請求書等といいます。

一方で、仕入や経費に軽減税率対象品目がある方は、税率ごとに区分された請求書等を発行してもらい、記帳などの経理を行う必要があります。消費税の課税事業者で一般（本則）課税を選択されている皆さんは、10月以降分の記帳の際には売上はもちろんのこと、仕入・経費を記帳する際にも税区分に気を付けて下さい！

免税事業者ということがお客さんにわかる時代が来る！！

少し先のこととなりますが、令和5年からは適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が始まります。この方式になると、発行する適格請求書（領収書や請求書等）に、消費税の課税事業者にしか附番されない登録番号を記載しなければなりません。登録番号のない事業者から受け取った領収書等は、消費税の確定申告の際、仕入や経費に算入できませんので、お客さんに迷惑がかかる場合が出てきます（ただし経過措置あり）。「それはマズい！」と思う方は、事前に準備が必要です。

軽減税率Q&A（国税庁HPより一部抜粋）

- Q. 洋菓子店で販売するケーキに保冷剤をサービスで付けた場合は軽減税率の対象品目となりますか？
- A. ケーキは『食品』に該当するためサービスで保冷剤をつけて販売しても、軽減税率の対象品目となります。ただし、保冷剤について別途で料金を定めている場合、その保冷剤は『飲食料品』に該当しないため軽減税率の対象とはなりません。

「区分記載請求書」

（イメージ）

請求書	
〇〇御中	
□月分 21,800円（税込）	
□月1日 牛肉 2kg <input checked="" type="checkbox"/> 5,400円	
□月8日 割りばし4組 5,500円	
~~~~~	
合計	21,800円
	(10%対象 11,000円)
	(8%対象 10,800円)
△△(株)	
※ 軽減税率対象であることを示します。	

## 令和元年分所得税の予定納税の準備はお済みでしょうか

### 令和元年分所得税の予定納税

平成30年分の申告納税額が15万円以上の方については、7月31日（水）に令和元年分所得税の予定納税（第1期）があります。支払いの準備をしておきましょう。

### 予定納税の減額申請について

廃業や休業、転業、失業をした場合や、災害を受けたり、業績不振などのため、令和元年分の所得税の見込納税額が平成30年分の所得税よりも明らかに少なくなると見込まれる場合など、税務署から通知された予定納税基準額よりも少なくなると見込まれるときは、予定納税額の減額を申請することができます。

減額申請をする場合の申告納税見積額は、令和元年分の所得の見積額や所得控除の見積額などを基として計算されます。

### 減額申請書の提出期限は年2回

- 7月減額申請  
令和元年6月30日の現況で申告納税見積額を計算し、7月16日（火）までに税務署に提出しなければなりません。
- 11月減額申請  
令和元年10月31日の現況で申告納税見積額を計算し、11月15日（金）までに税務署に提出しなければなりません。

### 予定納税が多すぎた場合

税務署からの予定納税通知に従って納税をした金額が、令和元年分の確定申告により算出された税額よりも多かった場合には、税務署は利息（令和元年分は年1.6%）をつけて返金してくれます。予定納税に関するご相談はご予約の上、事務局にご連絡下さい。



# 令和元年度第1回福岡中央青色申告会定時総会を開催しました



堀川正志新会長

5月22日に第1回となる福岡中央青色申告会の定時総会を、福岡県中小企業振興センターにて開催しました。

第1部では第1期の事業・決算報告及び次期の事業計画・予算の承認が行われました。そして、この度の総会におきまして、梅原祐治会長が退任することとなり、堀川正志新会長が就任する運びとなりました。体制が変わり新たなスタートとなりますが、新会長のもと事務局一丸となって頑張っておりますので、引き続きよろしくお願いいたします。

基調講演では博多祇園山笠振興会から豊田侃也会長をお招きして、山笠の「歴史」や「しきたり」について講話をしていただきました。手ぬぐいの色を見れば、流の中での役職や職位がわかることや、各行事の意味や日程など様々なことを聞くことができ、山笠に詳しくない人も、今後の山笠の見方が変わる非常に興味深いお話でした。

第2部の懇親会は、立食パーティーでの交流会を開催しました。料理やお酒はなるべく会員さんのお店から、との思いのもと、新鮮なお魚、お寿司、おいしいオードブルとお酒を会員さんから提供していただきました。その甲斐あって、ご参加の皆さま方の会話も弾み、楽しい時間を過ごすことができました。お忙しい中で準備にご協力いただいた会員の小原嘉典さん・田中国東さん・村上栄一さん、本当にありがとうございました。

## 専従者や従業員から預かっている税金を納めましょう

専従者・従業員に給与を支払っている事業主の方は、1月～6月分の源泉所得税の納付が必要です。(納付額が0円でも納付書の提出が必要です!) 納付期限は7月10日(水)です。※詳細は、別紙ご案内をご確認ください。

### 源泉所得税納付事務集合相談会 集合指導形式(各自ご自分で作成されたものをご確認ください)

会 場	青色申告会 会議室 (パソコン教室)	
日 程	7月1日(月)・2日(火) 10時～12時 13時～16時	※所要時間は、おおむね30分程度です。
必要書類	<ul style="list-style-type: none"> <li>源泉徴収簿 (月別の各人別給与、賞与の金額 1月～6月までの合計額)</li> <li>扶養控除等申告書 (従業員及び従業員の扶養家族の氏名・生年月日)</li> <li>税務署から送られてきた納付書 (ピンク色で印刷された複写式用紙)</li> </ul>	
手 数 料	ご自分で作成していただくため、手数料は不要です。※ 代行依頼の場合は、2,160円 (一事業所) になります。	

### 法律相談日

弁護士の橋先生による無料相談

## 6月21日(金) 15時～17時

事業経営のトラブルだけではなく、プライベートな相談でも悩み事があれば一度ご相談に来ませんか?  
ご希望の方は日程をご確認の上、事前に事務局までご予約ください。

※詳細は事務局までご確認ください。

### 6月27日(木)は会費の口座振替日です

同封の『会費等納入のお願い』をご確認ください。  
ご不明な点がございましたら、**6月14日(金)**までに、ご連絡をお願い致します。

なお、会費の口座振替手続きがお済みでない会員さまは、お手数ですが案内にございます口座へお振り込みいただくか、ご来会のうえご入金下さいますようお願い申し上げます。

行事予定日	行事内容
6月3日(月)・20日(木)	税務相談日 ※税理士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
6月7日(金)	福岡県青色申告会連合会 定時総会 (事務局は閉めます)
6月21日(金)	法律相談日 ※弁護士の先生との相談をご希望の場合はご予約ください
6月25日(火)	協同組合PCサポートセンター 定時総会
6月27日(木)	当会会費口座振替日
7月1日(月)～2日(火)	源泉税納付事務指導会 ※詳細は表面をご覧ください
7月10日(水)	源泉所得税 (半年に一回の納期特例者) の納付期限

# ふくおかNEWS

(一社) 福岡中央青色申告会  
 メール: info@aoiro-f.com  
 H P : http://aoiro-f.com/  
 Tel:092-283-7177 FAX:092-283-7176  
 当会発信専用番号:070-5416-5221

令和元年5月  
 会員数  
**486名**

### 編集後記

6月7日は福岡県連の総会です。この日は事務局を留守に致しますのでご了承下さい。  
 4月末から5月のはじめにかけては史上最長のゴールデンウィークがありました。事務所もお休みをいただいておりますが、会員の皆さまも長期のお休みが取れた方は旅行などに出かけられた方も多かったのではないのでしょうか。是非お土産話がてらに、令和最初の記帳確認などお待ちしております!